

「ほじょ犬と学ぶ『心のバリアフリー』」

公益財団法人 日本補助犬協会

代表理事 朴 善子

1. 講演の目的

補助犬に関する基礎知識や社会における受入れの現状についてご理解頂くとともに、国が策定した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(2017 年、関係閣僚会議決定)に基づき、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のソフトレガシーである「心のバリアフリー」の取組みについて説明する。

2. 補助犬に関する基礎知識及び社会における受入れの現状

3. 「心のバリアフリー」の取組みについて

「UD2020 行動計画」では、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして世界水準の共生社会の実現を目指しており、ハードレガシーとしての「ユニバーサルデザインの街づくり」とソフトレガシーとしての「心のバリアフリー」を 2 本の柱としている。当協会では、内閣官房「心のバリアフリー分科会」に業界を代表して参画した経緯から、「ほじょ犬と学ぶ『心のバリアフリー』」の啓発に尽力している。

4. 「ほじょ犬と学ぶ『心のバリアフリー』勉強会・検定」について

(1)「心のバリアフリー」推進の 3 つのポイント

「障害の社会モデル」

「合理的配慮」

「コミュニケーション」

(2)「障害の社会モデル」とは

「障害」は社会と心身機能の障害があいまって作りだされているものであること。

→多数派にとっての利便性が少数派にとっての社会的障壁になる。

→社会的障壁を取り除くための最低限のルール作り

・障害者権利条約(2014 年批准)

・障害者差別解消法(2016 年施行)

「障害の個人モデル/医学モデル」とは

→「障害」は個人の心身機能の障害によるものであるという考えのこと。

(3)「合理的配慮」について

新たな義務

・「不当な差別的取扱い」の禁止

「合理的配慮の不提供」の禁止(民間の事業においては努力義務)

→「合理的配慮」とは

役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に負担が重すぎない範囲で対応すること。

→なぜ合理的配慮を行うのか？

・既存の環境は、健常者の利便性を前提に作られてしまっているために、障害者にとっては使い勝手が悪い。

・非中立的な環境を放置し、可能な範囲の代替措置すら行わないことは不当(差別的)

(4)他者とのコミュニケーションについて

5. 今後の展望

各団体、各銀行での「ほじょ犬と学ぶ『心のバリアフリー』勉強会・検定」開催ご検討のお願い。